

6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成20～24年度）

(1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
一 般 会 計 歳 入 総 額	892 082	1 071 142	1 005 346	1 099 795	1 077 620
租 税 及 び 印 紙 収 入	442 673	387 331	414 868	428 326	439 314
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	156	153	155	160	163
政 府 資 産 整 理 収 入	2 483	1 447	7 852	2 895	2 269
雑 収 入	80 799	117 553	98 033	75 712	42 741
公 債 収 入 金	331 680	519 550	423 030	540 480	500 492
前 年 度 剰 余 金 受 入	27 109	45 108	61 408	52 222	92 641
決 算 調 整 資 金 受 入	7 182	-	-	-	-

(資料) 財務省「平成24年度決算の説明」

(2) 国 税 収 入 決 算 額

(単位 億円)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
国 税 収 入 総 額	458 309	402 433	437 074	451 754	470 492
一 般 会 計 分	442 673	387 331	414 868	428 326	439 314
所 得 税	149 851	129 139	129 844	134 762	139 925
源 泉 税	121 612	104 995	106 770	110 108	114 725
申 告 税	28 239	24 144	23 073	24 654	25 200
法 人 税	100 106	63 564	89 677	93 514	97 583
相 続 税	14 549	13 498	12 504	14 744	15 039
消 費 税	99 689	98 075	100 333	101 946	103 504
酒 税	14 614	14 168	13 893	13 693	13 496
た ば こ 税	8 509	8 224	9 077	10 315	10 179
揮 発 油 税	18 894	27 152	27 501	26 484	26 219
石 油 ガ ス 税	130	123	119	113	107
航 空 機 燃 料 税	836	793	749	462	494
石 油 石 炭 税	5 110	4 868	5 019	5 191	5 669
電 源 開 発 促 進 税	3 405	3 293	3 492	3 314	3 280
自 動 車 重 量 税	7 170	6 351	4 465	4 478	3 969
関 税	8 831	7 319	7 859	8 742	8 972
と 他 税	94	89	95	97	98
そ の 他	1	1	1	2	0
印 紙 収 入	10 884	10 676	10 240	10 469	10 777
交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 分	6 841	13 198	20 581	21 833	22 598
地 方 揮 発 油 税	-	2 905	2 942	2 834	2 805
地 方 道 路 税	2 856	-	-	-	-
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)	130	123	119	113	107
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分)	152	144	136	132	141
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)	3 585	3 176	3 065	3 073	2 724
特 別 と 他 税	118	111	119	121	123
地 方 法 人 特 別 税	0	6 739	14 200	15 560	16 698
道 路 整 備 特 別 会 計 分	6 825	-	-	-	-
揮 発 油 税	6 825	-	-	-	-
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 分	1 970	1 904	1 625	1 595	1 575
た ば こ 特 別 税	1 970	1 904	1 625	1 595	1 575
東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計	-	-	-	-	7 005
復 興 特 別 所 得 税	-	-	-	-	511
復 興 特 別 法 人 税	-	-	-	-	6 494

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

(備考) 1 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された。

2 地方揮発油税は、平成21年度税制改正において地方道路税が用途制限を廃止し、改称されたものである。

3 復興特別所得税および復興特別法人税は、東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するため、平成24年度から導入された。